



風水害、地震等の災害に伴う 長時間停電を踏まえた防火対策について



風水害等による災害により長時間停電が発生した場合、建物に設置された消防用設備等が有効に機能しなくなる場合や、危険物施設の安全性が確保できない場合がありますので下記留意の上、対応のほどお願いします。

1 建物の消防用設備に関する防火対策

(1) 停電が長時間継続し、消防用設備等が有効に作動しない場合

ア 消火設備

ハロゲン化物消火設備等の自動消火設備について、**手動による放出操作手順**を再確認してください。また、消火器などの設置場所や使用方法についても再確認してください。

イ 警報設備

建物内を巡回するなど火の元となるものの確認により、**火災の早期発見**に努め、**有事の際の連絡先**なども再確認してください。

ウ 避難設備

建物内の関係者により**避難誘導體制や避難経路**を再確認してください。

(2) 自家発電設備の機能確保

非常用発電機を用いる場合には燃料の確保、停電復旧後、常用電源となった場合に非常用発電機の停止や燃料補給、火災時の機能に支障がないように点検してください。

2 危険物施設に関する防火対策

(1) 停電が長時間継続することに伴う危険物施設の安全確保

非常用自家発電設備の稼働中、地震等の災害が新たに発生した場合は、発電設備の**燃料タンクや配管の損傷や漏油がない**ことなどの安全を再確認してください。

(2) 臨時的な自家発電設備等の使用及び燃料補給

災害時、非常用発電設備を使用する場合は許可内容に内包する場合や震災時の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画書の策定が必要となる場合がありますので、ご不明な点は[下北消防本部予防課](#)まで連絡下さい。

下 北 消 防 本 部